

2013くらしのサポーター通信

消費者教育推進法について（後編）

ハイライト:

- 今月のテーマ
・消費者教育推進法
について（後編）
・注意してくださ
い!!
- お知らせ
・くらしのサポ
ーター研修会
- 交流コーナー
- コラム
・梅の花見～生活の
知恵～

消費者教育推進法では、消費者と事業者との間の情報の質、量、交渉力の格差があることで生じる消費者被害を防止し、消費者が自らの利益の擁護などのために自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するためには、消費者教育が重要であるとしています。

また、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを再確認した上で、①消費者教育に関し、基本理念を定め、②国と地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、③基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的にしています。（第1条）

● 消費者教育とは？

「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動と定義しています。（第2条第1項）

消費者庁のリーフレットでは、「消費者教育」を「人が消費者として自立できるためには、その時代、社会にに応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を身に付けなければなりません。自立を助けるための働きかけが、消費者教育です。」と説明しています。

● 基本理念は？

「基本理念」は、次の7つです。（第3条第1項～第7項）

- ① 消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結びつける実践的能力が育まれること。
- ② 主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与できるよう積極的に支援すること。



- ③ 幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行うこと。
- ④ 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行うこと。
- ⑤ 消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供すること。
- ⑥ 災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めること。
- ⑦ 環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図れるよう、必要な配慮がなされること。

● 基本方針の策定に向けて

内閣総理大臣と文部科学大臣は、「基本方針」の策定に向けて関係行政機関の長と協議するとともに、消費者教育推進会議（消費者庁に設置）と消費者委員会からも意見を聴くほか、国民の意見を反映させるために必要な措置をとることになっています。 [意見を発表すれば、活動するサポーター活動になります。]

先月号と今月号に分けて、消費者教育推進法を紹介させていただきました。

今後、基本方針の策定など、何か新しい動きがあれば、サポーターの皆様を紹介したいと考えています。

注意してください！！

● 子ども用の花粉防御用眼鏡による顔のけがに注意（国民生活センター）

花粉防御用眼鏡は、花粉が目に入ることを防ぐため、フレームの張り出しが通常の眼鏡より顔面に近くなる形状になっています（右写真）。このため、転倒や衝突をしたときなどに、眼鏡の張り出し部分が顔面に強く押し付けられ、目の周囲にけがを負うおそれがあります。



【 アドバイス 】

花粉防御用眼鏡のフレームが顔に当たりけがをすることがあるので、特に子どもが装着する場合は、強い衝撃が起こることのあるスポーツや激しい運動が想定される場合には、使用しないようするなどの注意をする。

● IHクッキングヒーターに用いる汚れ防止マットの使用に注意（国民生活センター）

汚れ防止マットは、IHクッキングヒーターのトッププレート上に敷いて使用することで、トッププレートの汚れや焦げつきを防止できるとうたった商品です。

IHクッキングヒーターの純正付属鍋の下に汚れ防止マットを敷き、天ぷら鍋の油を加熱中にその場を離れたところ、油が発火し、火災に至るといった事故が発生しています。

【 アドバイス 】

- ・ 汚れ防止マットを敷くことによって、IHクッキングヒーターが有する温度検知機能が損なわれる可能性があることを認識しておく。
- ・ 汚れ防止マットを敷いて油を加熱し続けると発火することがあるので、調理中は、絶対にその場を離れないこと。

● ウイルスプロテクター（消費者庁・厚生労働省）

首からぶら下げるタイプの携帯型除菌剤「ウイルスプロテクター（右写真）」によって化学熱傷を起こす事故が発生しています。当該商品をお持ちの方は、直ちに使用を中止するとともに、次の窓口に御連絡ください。

1 製品名

空間除菌剤「ウイルスプロテクター」

2 製品に関する事業者

(1) 発売元 株式会社ダイトクコーポレーション

(2) 輸入元 ERA Japan株式会社

3 問い合わせ先

電話 0120-988-030

FAX 0120-342-552

受付日 月から金曜日 午前9時30分から午後5時

◎ 回収方法等については、次のURLを御参照ください。

<http://www.printing-daitoku.co.jp/>



徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
 - ・啓発受付 088-625-8285
 - ・事務担当 088-623-0612
 - ・ファクシミリ 088-623-0174
- Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

「特定商取引に関する法律」研修会

- 1 日 時
平成25年3月21日（木）午後1時30分～午後3時
- 2 場 所
ザ グランドパレス
徳島市寺島本町西1-60-1
- 3 内 容
本年2月21日に施行された「特定商取引に関する法律」の7番目の取引類型である「訪問購入」と消費者被害救済の大きな手段であるクーリング・オフ制度について再度確認するための研修会です。
- 4 講 師
適格消費者団体 特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット 副理事長
亀井 尚也 弁護士（関西学院大学法科大学院教授）

くらしのコラム

梅の花見～生活の知恵～

いい加減な記憶で書いているが、花見といえば中国では梅の花を楽しむことであつたらしい。春の訪れの温かさを梅一輪ほどでの表現はおなじみであり、梅見は深い味わいがある。

まだ、現職で働いていたころの2月末に水戸へ出張した。水戸駅には、偕楽園の梅の開花情報が「ちらほら」とあつたが、仕事の後には薄暗くなりかけたが足を延ばした。

夕食時に隣席の人が話かけてきた。「水戸は貧乏藩だから梅を植えたのです。梅は、花見の後は食料、更に保存食にもなりますから。水戸の生活の知恵なのです」と話された。真偽は如何。

消費が美德か、質素儉約が美德か、賢い消費者になりたい。

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より

「訪問購入」を新たに規制した改正特定商取引法が2月21日に施行されました。

ポイントとしては、①消費者が頼んでもいないのに自宅などを訪問し勧誘することを禁止、②クーリング・オフ（契約の無条件解除、8日間）の適用、③クーリング・オフ期間中は、物品の引き渡しを拒むことができるなどです。今回、改正特定商取引法の研修会を企画しましたので、ぜひ参加してください。